

## 平成23・24年度の入札参加資格審査申請の受付要項

阿賀野市（上下水道局・病院事業含む）が発注する建設工事の競争入札等に参加するための入札参加資格審査を希望される方は、下記のとおり申請してください。

受付期間	随時受付を行っております。
受付場所	財政課管財係（本庁2階） 支所及び上下水道局・水原郷病院では受付を行いません。
受付方法	郵送・持参 どちらも可
申請書の様式	市様式だけとします、その他の様式は受け付けません。
書類の綴じ方	原則としてA4フラットファイル綴じでの提出をお願いします。ファイルの色の指定はありません。
その他	宛名 「阿賀野市長 天野市榮」 部数 1部
提出先並びに問い合わせ先	〒959-2092 新潟県阿賀野市岡山町10番15号 阿賀野市役所財政課管財係 TEL 0250-62-2510（内線271、272）

## 今回申請時の注意点

- 1 平成23年4月から経営事項審査の基準が改正されますが、その後の取り扱いについては後日お知らせします。
- 2 主観的要素における加算点を与える項目に、阿賀野市消防団協力事業所の認定を受けていることと、新潟県ハッピーパートナー企業として登録していることを追加しました。
- 3 申請書第1号様式並びに第2号様式を改正しておりますので、新たにダウンロードしてください。  
今回から、申請書を改正したことにより県様式は受け付けません。
- 4 今回から納税証明書等の添付書類については、原本の提出を求めます。

申請書類（建設工事）について  
 下表の書類を提出してください。

申請書・添付書類		市内 業者	市外 業者
1 申請書（第1号様式）			
2 営業所一覧表（第2号様式）			
3 技術職員数等に関する書類（第3号様式）			
4 技術職員調書（格付け用）（様式1）	1		
5 技術職員名簿（様式2）	2		
6 阿賀野市の市税の納税証明書（全税目） <b>原本</b>			3
7 法人税（個人の場合は所得税）消費税及び地方消費税の納税証明書 <b>原本</b>	4		
8 総合評定値通知書の写し			
9 ISO 認証取得を受けていることを証する書面（登録書の写し）			
10 障害者雇用状況報告書等の写し	5		
11 平成23年度給与支払報告書（総括表）の写し （新たに個人住民税の特別徴収を依頼される方。）	6		
12 阿賀野市消防団協力事業所認定通知書の写し	7		
13 新潟県ハッピーパートナー企業登録証の写し	8		
14 委任状	9		

必ず提出 必要な方のみ提出 不要

上記表内の様式を含め、ほかの様式は「申請書ダウンロード」のページにあります。

- 総合評定値通知書での技術職員の重複は1人2業種までに制限されていますが、阿賀野市内に主たる営業所を有する建設業者に限り実際の有資格者数によって格付けを行うため、提出することによって格付けが上がる場合、必要に応じて様式1（格付け用技術職員調書）を提出してください。
- 技術職員調書（格付け用）を提出した場合、必ず提出してください。
- 阿賀野市外の業者の方は、申請しようとする営業所所在市町村から賦課されている全税目（法人市町村民税・住民税・固定資産税等）の納税証明書を添付してください。なお、委任する場合は、委任者と受任者の両者の納税証明書が必要となります。  
 なお、納税証明書は原本のみで申請書提出日から3か月以内に発行されたものとし（以下同様）。
- 納税証明書は「未納の税額がないこと」の証明書原本を提出してください（個人の場合は税務署の「その3の2」様式、法人の場合は税務署の「その3の3」様式）。
- 雇用状況報告義務が有り（常用労働者数から除外率により除外すべき労働者を控除した数が56人以上）法定雇用率を満たす数を超える数の障害者を雇用している者、又は、雇用状況報告義務は無いが1人以上の障害者を雇用している者、のいずれかで障害者雇用にかかる主観希望者は下表の書類を提出してください。

雇用状況報告義務が有る者	雇用状況報告義務が無い者
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第5項及び同法施行規則第8条に規定する障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。(合併等による新設会社のため、まだ当該報告書の提出を行っていない方については、合併前のそれぞれの会社(常用労働者数から除外率により除外すべき労働者を控除した数が56人以上)における当該障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。)	雇用している障害者の方の障害者手帳の写し及びその者が雇用されていることを証する書類(雇用保険資格取得等確認通知書又は被保険者証、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、賃金台帳など)の写しを提出してください。

6 個人住民税の特別徴収を実施していることを主観的要素の加算点とします。

特別徴収の対象は阿賀野市在住の正社員とします。

現在特別徴収を行っていない事業者の方は、平成23年1月31日までに提出することになっている「給与支払報告書(総括表)」の写し、すでに実施している場合は当市税務課市民税係に納税証明書(全税目)を申請し、**原本**を添付してください。

なお、申請時に阿賀野市在住の社員がいなく、年度途中で採用した場合は加算対象としません。

7 阿賀野市消防団協力事業所認定通知書の写しを添付してください。

(詳しくは、阿賀野市消防本部 消防団係 0250-62-2058)

8 新潟県ハッピーパートナー企業登録証の写しを添付してください。

(詳しくは、阿賀野市企画政策課 男女共同参画推進係 0250-62-2510)

9 委任状を提出する際は以下の点にご注意ください。

(1) 委任者は、建設業の許可を受けている本人(法人の場合はその代表者、以下同じ)であること。

(2) 受任者は、主たる営業所に代わって阿賀野市との建設工事の請負契約について全ての責任を負う営業所の代表者であって、建設業法施行令第3条に規定する使用人であること。

(3) 委任する内容に参加資格の有効期間(平成23年4月1日~平成25年3月31日)を通じて、阿賀野市が発注する建設工事に係る本人の入札、見積、代金請求その他契約に関する行為の全てが含まれていること。

(4) 委任状は任意の様式で提出してください。

### 技術者要件一覧表

等級	土木一式工事		建築一式工事		電気工事		管工事	
	1級技術職員数	1級技術職員及び2級技術職員数の合計数	1級技術職員数	1級技術職員及び2級技術職員数の合計数	1級技術職員数	1級技術職員及び2級技術職員数の合計数	1級技術職員数	1級技術職員及び2級技術職員数の合計数
A	2人以上	5人以上	2人以上	3人以上	1人以上	2人以上	1人以上	2人以上
B	1人以上	2人以上	1人以上	2人以上		2人以上		2人以上

C		2人以上		2人以上				
D								

主観的要素に対応して増減点する数値

区分	評価点	数値
工種別工事成績評定の平均評価点数 (対象工事：請負金額500万円以上)	65点以上 (評価点 - 65) × 2	0 ~ + 70
	60点以上65点未満	- 20
	60点未満	- 50
指名停止歴	6箇月以上	- 30
	3箇月以上6箇月未満	- 10
	3箇月未満	- 5
工事現場事故等の発生の事実		- 10
工事施工中における交通事故の発生の事実		- 10
障害者雇用の事実	障害者の雇用義務があ って、法定雇用率を満 たす数を超える数の障 害者を雇用している場 合	+ 10
	障害者の雇用義務がな くて障害者を1人以上 雇用している場合	+ 10
ISO9000シリーズ認証(品質)取得		+ 20
ISO14000シリーズ認証(環境)取得		+ 10
阿賀野市優良工事表彰要綱に基づく表彰者		表彰1件につき + 20
阿賀野市との災害協定		+ 5
除雪による地域貢献の活動実績		+ 5
市税の特別徴収の実施		+ 10
阿賀野市消防団協力事業所として認定		+ 5
新潟県ハッピーパートナー企業としての登録		+ 5

(注)対象年度は、原則として定期申請年の3月31日の属する年度の前年度及び前々年度の2か年の期間となります。

総合評点の格付けは、審査結果の取りまとめ後に決定します。